

打 合 記 録

S-011-1

件 名	(仮称)ピサージュ平沼式番館新築工事
日 時	平成12年2月24日
場 所	横浜市役所 5 階 建築局建築指導係
出席者	建築指導係 森氏

横浜市中区港町1-1

TEL 045-671-2121

番 号	要 件	処 理
	<p>打合せ主旨</p> <p>外壁と敷地境界との距離が300mmしかないために内部廊下の扱いとされた、(開放廊下の取扱)によって以下の点を確認した。</p>	
(1)	<p>換気設備の排気口について</p> <p>・住戸壁面に、厨房及び、浴室換気を排気しても良いか？</p>	
1	廊下に面している住戸は住戸壁面排気可能。(FD付を条件とする)	
2	避難階段から2M以内には換気口を付けてはいけない。よって、外部階段に面する住戸については2M以上離れた位置に換気口を設けなければならない。	
(2)	<p>・内部廊下の、パイプスペースにガス給湯器が設置可能か？</p>	
1	<p>パイプスペース内に給湯器を設置することは、問題はない。</p> <p>ダクト延長(吹き出し方向)については、消防の指導によるため、消防と打合せの必要がある。</p>	

消防

打 合 記 録

S-305-8

件 名	(仮称)ピサーージュ平沼式番館新築工事
日 時	平成12年3月10日 10:00 ~
場 所	保土ヶ谷区役所内消防署 予防課
出席者	田村氏 並木設計 塚根氏

横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9

TEL 045-334-6262

番 号	要 件	処 理
1	バルコニー避難口について 非開放廊下の共同住宅の特例基準を適用する場合、バルコニーの避難器具はバルコニー両端の2ヶ所必要となる。	
2	1 1階以上の屋内消火栓 1 1階以上が200㎡を超えると屋内消火栓が必要となる。	
3	共同住宅1階部分の駐車場消火設備の基準 機械式駐車で車の台数が10台以上の場合は、固定式消火設備が必要となる。 駐車場の水平投影面積が150㎡を超えると、大型消火器を設置しなければならない。 大型消火器 : 半径30m以内に設置 (大型消火器は台車付のもの) 移動式粉末消火設備 : 半径15m以内に設置	
4	スプリンクラーの設置について スプリンクラーは1 1階以上の全室に内装制限をすることで免除される。 内装制限をしなければスプリンクラーの設置が必要となる。	
5	自動火災報知設備の設置について	

6	<p>延べ床面積 5 0 0 m²を超えて必要となる。 延べ面積 3 0 0 0 m²未満は 一斉鳴動方式 延べ面積 3 0 0 0 m²以上は 区分鳴動方式 となる。</p> <p>連結送水管設備の設置について</p> <p>連結送水管設備の設置は 3 階以上の全ての階に必要となる。 1 1 階以上の階には、 2 0 mホース 2 本以上及びノズル 1 本を設置する。</p>	
---	---	--